

令和5年9月15日開催

由利本荘市農業委員会総会議事録  
(公開用)

由利本荘市農業委員会総会（令和5年第10回）議事録

1. 開催日時 令和5年9月15日（金曜日）午前10時35分

2. 開催場所 本荘由利広域行政センター 「学習ホール」

3. 出席委員（23名）

1 番 佐藤 崇	14 番 畑山 留美子
2 番 小松 健	15 番 佐藤 喜勝
3 番 齋藤 誠	16 番 佐々木 剛
4 番 庄司 和夫	17 番 伊藤 剛
5 番 佐々木 亨	18 番 加藤 三敏
6 番 伊藤 直子	19 番 大瀧 浪雄
7 番 菅原文 克	20 番 佐々木 純一
8 番 板垣 利明	21 番 小野 晃一
9 番 三浦 幸夫	22 番 豊島 靖喜
11 番 巴 寛	23 番 真坂 和都
12 番 佐藤 源樹	24 番 富 樫 公一
13 番 佐藤 榮一	

4. 欠席委員（1名）

10 番 吉尾 麻美

5. 議事日程第1号 令和5年9月15日（金曜日） 午前10時35分 開会

第 1. 議事録署名委員指名

第 2. 会議書記任命

第 3. 会期決定

第 4. 議案第68号 農地法第3条の規定に基づく所有権移転の件

第 5. 議案第69号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件

第 6. 議案第70号 農地法第4条第1項の規定に基づく使用目的変更の件

第 7. 議案第71号 由利本荘農業振興地域整備計画の変更案に対する意見について

第 8. 議案第72号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更案に対する意見について

6. 本日の会議に付した事件

議事日程第1号のとおり

7. 出席した事務局職員

事務局長	佐藤 英樹	次 長	小松 幸月
農政班長	三保 敦	農地班長	二見 真之
主 査	佐々木 崇嗣	主 査	齋藤 身子
主任(矢島庶務班)	柴田 雄太郎	主事(岩城庶務班)	田口 健
主査(由利庶務班)	佐々木 千鶴	主事(大内庶務班)	工藤 智浩
主事(東由利庶務班)	高橋 琉誠	主査(西目庶務班)	巴 留美子
主事(鳥海庶務班)	佐藤 海士		

8. 総会議長  
富 樫 公 一

9. 議事録署名委員  
5 番 佐々木 亨  
6 番 伊 藤 直 子

10. 会議の概要

○議長

これより令和5年9月1日公示招集されました、令和5年第10回農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、委員総数24名中23名であります。

10番・吉尾麻美委員より欠席の届け出があります。

出席委員は、定足数に達しておりますので本日の会議を開きます。

本日の提出案件は、議案第68号から議案第72号までの計5件であります。

○議長

それでは、これより議事に入ります。本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。

よって、本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

○議長

日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。会議規則第13条の規定に基づき、議事録署名委員に、5番佐々木亨委員、6番伊藤直子委員の両名を指名いたします。

○議長

日程第2、「会議書記」には、事務局職員を任命いたします。

○議長

日程第3、「会期決定」の件を議題といたします。

お諮りいたします。本日の会議の会期は、本日1日限りと決して、これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

○議長

日程第4、議案第68号「農地法第3条の規定に基づく所有権移転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第68号について、議案書に基づき取扱件数を述べ朗読し、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを充たしている旨説明する。)

○議長

議案第68号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第68号は、申請が適法と認め、許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第68号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第5、議案第69号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第69号について、議案書に基づき朗読し、計画の内容は議案書記載の通りで、令和4年法律第56号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の改訂による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第69号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第69号は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第69号は、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第6、議案第70号「農地法第4条第1項の規定に基づく使用目的変更の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第70号1番について、議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、また申請地は第2種農地であるが、第2種農地は、第1種農地の不許可の例外に該当するか、第3種農地もしくは農地以外の土地に代替地がない場合しか許可できないが、申請地周辺に第3種農地や立地可能な農地以外の土地がないため「第3種農地もしくは農地以外の土地に代替地がない場合」に該当すること、資金計画などから、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できること、追認案件となるが悪質とは認められないことから申請を受理した。)

また、本案件については、申請面積が30aを超えるため、秋田県農業会議の意見聴取の対象であることから、秋田県農業会議の意見聴取する必要がある、本総会で許可相当と決定した場合は、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第許可する旨を説明する。)

(議案第70号2番について、議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、

また申請地は第2種農地であるが、第2種農地は、第1種農地の不許可の例外に該当するか、第3種農地もしくは農地以外の土地に代替地がない場合しか許可できないが、申請地周辺に第3種農地や立地可能な農地以外の土地がないため「第3種農地もしくは農地以外の土地に代替地がない場合」に該当すること、資金計画などから、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できること、追認案件となるが悪質とは認められないことから申請を受理した。

また、本案件については、申請面積が30aを超えるため、秋田県農業会議の意見聴取の対象であることから、秋田県農業会議の意見聴取する必要があり、本総会で許可相当と決定した場合は、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第許可する旨を説明する。）

○議長

議案第70号の事務局説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、12番佐藤源樹委員。

○12番・佐藤源樹委員

（議案第70号1番について、確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画により、周辺農地の営農条件への支障がないことを確認してきた旨報告する。）

（議案第70号2番について、確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画により、周辺農地の営農条件への支障がないことを確認してきた旨報告する。）

○議長

ご苦労さまでした。

議案第70号の事務局説明、現地調査報告が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【18番・加藤三敏委員手を挙げる】

○議長

18番加藤三敏委員

○18番・加藤三敏委員

18番加藤です。周囲の田圃があるようですが、この田圃も植林の対象となっているのではありませんか。

○議長

事務局。

○事務局

周囲の田ということは議案第70号2番のことでしょうか。

○18番・加藤三敏委員

議案第70号2番もそうですし、1番についても周囲に田圃があると思います。この田圃も植林の計画があるのであれば、一緒に申請してはいかがかなと思いました。

○事務局

今回の森林組合の事業ではこの田圃自体は植林の対象にはなっていないので、今回申請している議案第70号1番、議案第70号2番だけが植林の対象となっています。以上です。

○18番・加藤三敏委員  
分かりました。

【22番・豊島靖喜委員手を挙げる】

○議長  
22番豊島靖喜委員

○22番・豊島靖喜委員  
22番豊島です。これは田圃に杉を植林するので、転用ではなく使用目的変更ということになるのででしょうか。

○事務局  
今回は4条の転用申請ということで権利の設定移転を行わない所有者が行う転用になります。農地として使用するのが本来の農地の利用目的です。農地を農地以外で使用する、また使用目的を変更するイコール転用ということになります。通常であれば使用目的変更を伴いながら、農地以外に使用する、また転用をしながら権利を移転する、権利を設定するのが5条ということですが、今回は自己所有地を農地以外にすること、農地を農地以外の用途で活用することになりますので、表現としては使用目的変更となります。以上です。

○22番・豊島靖喜委員  
地目は田圃のままよろしいでしょうか。

○事務局  
農地以外で使用するということ、転用するということですので、基本的には農地以外の地目に変える申請になります。

○22番・豊島靖喜委員  
私も詳しくないのでこれ以上質問のしようがないので以上とします。

○議長  
よろしいでしょうか。  
他にご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。  
事務局説明のとおり、議案第70号は、秋田県農業会議の意見を必要とする議案であります。お諮りいたします。議案第70号は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。  
よって、議案70号は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第、許可することに決定いたしました。  
暫時休憩いたします。

## 【市農業振興課担当者着席】

### ○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第7、議案第71号「由利本荘農業振興地域整備計画の変更案に対する意見について」を議題とし、最初に、変更案の概要につきまして、別冊の添付資料に基づき、市農業振興課担当者の説明を求めます。農業振興課。

### ○市農業振興課

(由利本荘農業振興地域整備計画変更案に基づき、申請地、面積、変更事由、除外申請であることを説明する。)

### ○議長

次に、変更内容につきまして、説明を求めます。農業振興課。

### ○市農業振興課

(対図番号「本1」について、由利本荘農業振興地域整備計画変更案に基づき、申請地、地目、面積、変更事由、変更理由等を説明。申請地が農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の各要件にあたるかについて、除外の必要性、代替性の有無について、申請地以外の土地をもって代えることが困難であることを説明。)

また、農作業の効率化及びその他の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないこと、汚水、生活雑排水、用地造成、資材の積み上げなど申請地の周辺状況により、土地改良施設等の機能に支障を及ぼすおそれはないと認められることから、申請地が農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の全ての要件を満たしている旨説明する。)

(対図番号「本2」について、由利本荘農業振興地域整備計画変更案に基づき、申請地、地目、面積、変更事由、変更理由等を説明。申請地が農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の各要件にあたるかについて、除外の必要性、代替性の有無について、申請地以外の土地をもって代えることが困難であることを説明。)

また、農作業の効率化及びその他の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないこと、汚水、生活雑排水、用地造成、資材の積み上げなど申請地の周辺状況により、土地改良施設等の機能に支障を及ぼすおそれはないと認められることから、申請地が農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の全ての要件を満たしている旨説明する。)

### ○議長

議案71号の事務局説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、19番大瀧浪雄委員。

### ○19番・大瀧浪雄委員

(対図番号「本1」について、確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、農振農用地からの除外については他の農用地の集団化、作業の効率化、農業用施設の機能等、農業上の利用に支障を及ぼす恐れがないことを確認してきた旨報告する。)

(対図番号「本2」について、確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、農振農用地からの除外については、他の農用地の集団化、作業の効率化、農業用施設の機能等、農業上の利用に支障を及ぼす恐れがないことを確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

ここで事務局より農地法に基づく説明を求めます。事務局。

○事務局

（農振農用地除外の案件は、農地転用の申請を前提としていることから、農地法の規定による農地区分の立地基準について、次の通り説明した。

対図番号「本1」については第1種農地と判断される。第1種農地は原則として許可できないが、農地法施行規則第33条第4号の不許可の例外である「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当すると見込まれる。

対図番号「本2」については第1種農地と判断される。第1種農地は原則として許可できないが、農地法施行規則第33条第4号の不許可の例外である「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当すると見込まれる。

以上のことから、除外申請のあった2件は今後、農地転用申請がされた場合、立地基準上は許可相当と見込まれ、由利本荘農業振興地域整備計画の変更案は、妥当と考えることを説明した。）

○議長

ただいまの議案第71号の事務局説明、および現地調査報告につきまして、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【14番・畑山留美子委員手を挙げる】

○議長

14番畑山留美子委員

○14番・畑山留美子委員

14番の畑山です。「本1」の件です。今回申請になった農地の手前側は以前農業委員会で転用許可になったと思うのですが、その際、一緒に申請を考えていたということはなかったのでしょうか。

○事務局

現在使用している資材置き場は、当時の転用許可の際に必要なだということで、その際資材置き場として転用しておりますが、その先のことは考えていなかったという認識です。今回、現在の資材置き場について、別事業で使用するという話になり新たに資材置き場を確保する必要となったことから、同等の規模で、隣接地、自己所有地であり、また資金面でも問題がなく、取得費用もかからないということから選定されたと伺っております。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第71号は、原案が適法と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案71号は、原案が適法と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答



することに決定いたしました。

○議長

日程第8、議案第72号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更案に対する意見について」を議題とし、市農業振興課担当者の説明を求めます。農業振興課。

○市農業振興課

農業振興課の遠藤です。

議案第72号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更案に対する意見について」ご説明いたします。

はじめに、経緯を説明いたします。

農業経営基盤強化法は、効率的かつ安定的な農業経営者を育成し、これらの農業経営者が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立することにより、農業の健全な発展に寄与することを目的としています。

この法律では、県が農業経営基盤強化の促進に関する基本的な方針を作成し、それに即して市が基本構想を策定することにより、認定農業者制度や認定新規就農者制度、利用権設定等促進事業などが実施されています。

基本方針は、概ね5年ごとに今後の10年間を見通して定めるもので、今回は秋田県の基本方針の見直しにより市の基本構想を変更するものとなっております。

県では令和5年6月に基本方針が変更されており、主な変更点は「地域計画に関する事項」の追記、「農業を担う者の確保及び育成に関する事項」を明記することになっております。それでは新旧対象表で説明させていただきます。

1つ目は、「地域計画に関する事項」について、新旧対象表9ページをご覧ください。

各地域で地域農業者協議会が動き始めている所ではありますが、その計画、協議の場及び設置方法等を明記することになり、追記しております。

2つ目は、「農業を担う者の確保及び育成に関する事項」です。資料7ページをご覧ください。第4「農業を担う者の確保及び育成の考え方及び市町村が主体的に行う取組み」を新設させていただきました。こちらの内容につきましては、第1の4の(2)及び第7に示すものを原則としております。説明は新旧対象表ではなく、資料「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」により進めさせていただきます。5ページの(2)ウに明記されておりますが、こちらではインターシップの件について明記しております。次に28ページ第7「新たに農業経営を営もうとする青年等の確保、育成に関する基本的な事項」を明記しております。

以上の内容については、別冊資料に基本構想の新旧対照表と、原文の案を掲載しておりますのでご確認くださいませようお願いします。

説明については以上となります。

○議長

議案第72号の説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第72号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して由利本荘市長に回答することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第72号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して由利本荘市長に回答

することに決定いたしました。

暫時休憩いたします

【市農業振興課担当者退席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

この際、お諮りいたします。

今総会で決定されました議案において、その字句、数字、その他文案等の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。よってそのように決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。

(午前11時20分閉会)

由利本荘市農業委員会総会会議規則第13条第1項の規定によりここに署名する。

由利本荘市農業委員会

総 会 議 長            富   樫   公   一

議事録署名委員        佐   々   木        亨

議事録署名委員        伊   藤   直   子

